

令和5年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会

- 1 開催日 令和6年2月14日(水) 午後2時30分～午後4時10分
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員(職務代理)、影山やえみ委員、  
長島宗紀委員  
[事務局 朝倉通彰、松田恵一、山本みち代、神谷仁志、萩原宏実]
- 4 欠席者 眞野有吏委員
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は4人です。過半数に達していますので、ただ今から令和5年度第10回の定例会を開催いたします。

議事録の承認についてですが、令和6年1月17日開催の第9回定例会の議事録については、私と長島委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。(委員：全員異議なし)

教育長：ありがとうございます。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、高橋委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(高橋委員：了解)

教育長：それでは議題に入ります。第14号議案「令和6年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について」を議題とします。

教育長：私の方から説明させていただきますので、資料をご覧ください。この内容については、先ほどの総合教育会議で説明させていただきました。説明は割愛させていただきますが、先ほど、高橋委員の方から言われました、いろいろテストの差別化ですね、そういうものがないようにということと、またあと、特色ある学校づくりの中で、共通した町としての特色、そういうものも生かせるようなものに明記するようにですね、ちょっとこの辺、また少し考えさせていただきたいと思いますが、今、高橋委員の意見も入れたものやっけていきたいなと思いますけれども、基本的にはこの方針でいけたらと思います。いろいろご意見ありましたらお願いしたいなと思います。では、基本的にはこの方針で令和6年度を迎えるということでよろしいでしょうか。

教育長：では、提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手全員です。

よって14号議案は可決されました。

続きまして、第15号議案の「西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝倉：それでは、資料の「第15号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第11号及び第25条第2項第2号の規定に基づき、次の理由により西伊豆町立給食センターを統合してよいか議決を求めるものでございます。併せて、西伊豆町議会に西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案を提出してよいか伺うものでございます。提案理由としま

しては、令和6年4月1日に田子給食センターと賀茂給食センターを統合し、田子給食センターとしたいものでございます。条例につきましては、下記の表のとおりとなります。説明は以上です。

教 育 長：第15号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第15号議案の「西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第15号議案は、可決されました。

続きまして、第16号議案の「西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、資料の「第16号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号及び第25条第2項第2号の規定に基づき、次の理由により西伊豆町営運動場の使用料を変更してよいか議決を求めるものでございます。併せて、西伊豆町議会に西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例案を提出してよいか伺うものでございます。提案理由としましては、施設予約システムの導入にあわせて、システム形態に対応できる料金体系に見直しを図るものでございます。詳細については、神谷係長から説明いたします。

神 谷：局長からも話がありましたけど、現在自治体DXの推進として予約システムについて進めているんですけど、町民運動場のみが料金形態が複雑になっておりまして、これを他の施設と同じような形態で、改正をさせていただきたいものです。料金については、現状と変わらないように設定していますので、負担額については増えることはないというふうな格好にしております。

教 育 長：第16号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第16号議案の「西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第16号議案は、可決されました。

続きまして、第17号議案の「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、資料の「第17号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。詳細につきましては、山本係長から説明いたします。

山 本：では、西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒の通学補助規則の一部改正について説明させていただきます。この規則につきましては、統合に伴います遠距離から交通機関を利用して通学等をする幼児、児童生徒への補助について規定しております。資料3ページをご覧ください。令和6年4月1日をもって、田子小学校と賀茂小学校の統合により、田子小学校に通学していた児童を新たに通学補助対象と

する必要がございましたので、第2条の第2号で、小学校にあっては、大沢里、浮島、田子及び安良里地区の児童とさせていただきます。これまでは小学校にあっては、大沢里及び安良里地区の児童に係る通学費としておりましたので、田子地区と浮島地区の児童を追加したという形になっております。続きまして、第3条、これまで通学補助としましては、定期券又は回数券を購入し交付しておりましたが、今回の統合で、田子・安良里地区の児童につきましては、学校への通学にスクールバスを利用する予定となっておりますので、第2項として、スクールバスの利用について規定を追加しております。また、これまで第4条に定めておりました補助の方法と支給時期を第3項として、一つにまとめさせていただきます。これに伴いまして、第4ページをご覧ください。現行の第5条、第6条を繰上げて、第4条、第5条とさせていただきます。この改正による規則は、令和6年4月1日に施行する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長：第17号議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。ちょっとゆっくりご覧になって確認してみてください。

教 育 長：それでは、第17号議案の「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。挙手全員です。よって第17号議案は、可決されました。続きまして、第18号議案の「西伊豆町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、資料の「第18号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、令和6年4月1日の田子小学校と賀茂小学校の統合に伴い、通学区域が変わるため、規則の一部を改正したいものでございます。詳細については、山本係長から説明いたします。

山 本：では説明させていただきます。この規則につきましては、町内の児童生徒が通学する町立小中学校の通学区域を定めたものでありまして、今回、小学校の統合に伴う改定を行い、行いたいものでございます。では、資料3ページ、現行の部分ですが、これまで田子小学校の通学区域となっておりました大字田子と大字仁科の一部を下の改定案の4ページ、賀茂小学校の部分に加えるものでございます。仁科につきましては、さらに学校区明細が対象となっておりますが、4ページ中段以降ですね、こちらについて、浮島地区の詳細が規定されております。浮島地区につきましては、番地等を含めた指定となっております。こちらを細かく指定したものをですね、これまで田子小学校となっていたグループを賀茂小学校を改めるものでございます。次に、6ページにつきましては、特別支援学級の通学区域を定めた表となっております。現在では、特別支援学級につきましては、仁科小学校と田子小学校の通学区域が同じ通学区域となっておりますが、この田子

小学校部分を削る形となるものでございます。こちらの規則は令和6年4月1日に変更したいものです。以上18号議案の説明終了となります。

教 育 長：第18号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第18号議案の「西伊豆町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第18号議案は、可決されました。

続きまして、第19号議案の「西伊豆町立中学就学準備給付金支給要綱を廃止する要綱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、資料の「第19号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、令和6年度から出産成長祝金というような新たな制度が施行される予定であることから、西伊豆町立中学校就学準備給付金支給要綱を廃止するものでございます。詳細については、山本係長から説明いたします。

山 本：では中学校就学準備給付金支給要綱の一部改正について説明させていただきます。こちらの要綱は、令和3年度の中学校の統合に伴いまして、保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校入学時、一律3万円を支給しておりましたが、令和6年度から健康福祉課所管で出産成長祝い金という新たな制度が、実施される予定でございますので、こちらの要綱につきましては廃止させていただきたいものでございます。こちらにつきましては、1ページをご覧ください。この要綱につきましては、令和6年4月1日から施行させていただきたいということになっております。説明につきましては以上となります。

教 育 長：そもそもが、中学準備給付金っていうのは統合によって新しい制服になるということで、制服を買うのが負担になるということで当面3年間ですか。その間、3年たてば、お古がもらえるようになりますから、それまでは、補助しましょうというのが始まったやつですね、そちらの方が終わりになりますということ。第19号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第19号議案の「西伊豆町立中学就学準備給付金支給要綱を廃止する要綱について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。挙手全員です。よって第19号議案は、可決されました。続きまして、第20号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

松 田：はい。それでは、第20号議案ですが、先月の定例会の時にですね、文化財保護審議会に諮問をさせていただいた仁科地区の浮島の岩脈群を町指定文化財の名勝としていきたいということで1ページめくっていただきまして、答申書としまして、西伊豆町文化財保護審議会から答申書が提出されましたので、これを受け

て承認をお願いしたいということです。

教 育 長：第 20 号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第 20 号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する承認について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。挙手全員です。第 20 号議案については、可決されました。

続きまして、第 21 号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

松 田：それでは、第 21 号議案をご覧ください。こちらですね、前回の教育委員会定例会で諮問をお願いしたということで西伊豆町文化財保護審議会に諮問をさせていただきました。その結果答申書がこちらの方に提出されましたので、こちらについて、中地区ですね、東福寺の五百羅漢を町指定文化財有形文化財として指定したいということです。

教 育 長：第 21 号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第 21 号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する承認について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第 21 号議案は、可決されました。

続きまして、第 22 号議案から第 25 号議案までは、人事案件や議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により秘密会として審議したいと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第 10 条第 2 項に基づき賛否を採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。出席者の 3 分の 2 以上の賛成がありましたので、第 22 号議案及び第 25 号議案までは、秘密会といたします。

それでは、第 22 号議案の「令和 5 年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を議題といたします。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教 育 長：第 22 号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第 22 号議案の「令和 5 年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第 22 号議案については、可決されました。

続きまして、第 23 号議案の「令和 6 年第 1 回西伊豆町議会定例会（3 月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、資料の「第 23 号議案」をご覧ください。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第 1 条の規定に基づき別紙のとおり提案するものでございます。では、別紙資料によりご説明をさせていただきます。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教育長：第23号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第23号議案の「令和6年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第23号議案については、可決されました。  
続きまして、第24号議案の「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝倉：それでは、資料の「第24号議案」をご覧ください。  
こちらは、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の第4条第1項に基づき提案するものでございます。  
なお、候補者につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教育長：何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第24号議案の「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第24号議案については、可決されました。  
続きまして、第25号議案の「令和6年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝倉：それでは、資料の「第25号議案」をご覧ください。  
こちらは、西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第5条第7号及び第8条第1項により、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請のあった者に対し、入学前支給認定をしてよいか提案するものでございます。詳細につきましては、担当の方から説明させていただきます。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教育長：何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第25号議案の「令和6年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第25号議案については、可決されました。  
これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

教育長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。  
以上をもって令和5年度第10回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。